

一般社団法人全国医学部長病院長会議

社員総会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国医学部長病院長会議定款(以下「定款」という。)に基づく社員総会の招集及び議決権並びにオブザーバーについて定めることを目的とする。

(社員総会の招集通知)

第2条 定款第14条第3項に基づく電磁的方法による招集の通知は、本会議から電子メールで送信して行うものとする。

(2) 前項による招集の通知は、社員総会の開催日の少なくとも2週間前までに、総会の目的である事項等を示して通知しなければならない。

(社員総会に欠席する場合の議決方法)

第3条 社員総会に出席できない会員が、定款第17条に基づき他の会員を代理人として議決権を行使する場合又は書面若しくは電磁的方法による議決を行使する場合は、次のいずれかの方法によらなければならない。

(1) 他の会員を代理人として議決権を行使する場合には、予め通知した会員を代理人とする委任状により、当該書面が総会の前々日までに法人に到着するように送付しなければならない。

(2) 書面により議決権の行使をする場合は、予め通知した内容の書面に議決する事項ごとに賛否を記入して、当該書面が総会の前々日までに法人に到着するように送付しなければならない。

(3) 電磁的方法により議決権の行使をする場合は、予め通知した内容の事項ごとに賛否を入力して、当該電磁的方法により、総会の前々日までに法人に到着するように発信しなければならない。

(4) 前号により議決権を行使する場合は、各会員に送付した電子メールに対して返信メールで行わなければならない。

ただし、別に書面による議決権の行使又は代理人による議決権を行使による書面の提出があった場合には、これらの書面の提出を優先するものとする。

(オブザーバー)

第4条 定款第5条第1項の定める資格を有し、一般社団法人全国医学部長病院長会議の会員になることを書面により希望する者は、入会の申し込みを行うことが可能となり、同第6条に基づき入会を認められるまでの間、社員総会の承認により、承認後の社員総会からオブザーバーとして参加することができる。

2 前項に基づき、オブザーバー参加が認められた者には、議決権、発言権は与えられない。ただし、議長により発言が求められた場合、議長が求めた内容に関してのみ意見等を陳述することが認められるものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めのない事項については、定款その他の規則又は一般社団及び財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）その他の関係法令の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成25年11月15日より施行する。

附 則（令和元年5月31日制定）

この規則は、令和年5月31日から施行する。なお東北医科薬科大学より、平成29年1月23日東北医薬医事発第26号に基づき提出された書面については、改正後の第4条第1項の書面とみなす。